

市民にやさしい公共交通のあり方検討業務委託の公募型プロポーザル 質問及び回答

※一部表現の整理を行っています。

○業務委託仕様書に関すること

番号	質問	回答
1	市民アンケート調査において、アンケート票の印刷費用、封筒費用、郵送費用（配布、回収）などの【直接経費は本業務契約金に含まれない】と考えてよろしいでしょうか。 また、直接経費が本業務契約金に含まれる場合は、どの費用が含まれるのでしょうか。	市民アンケート調査に係る直接経費は、本業務契約金に含まれます。
2	関係事業者の意向把握において、事業者へのヒアリング、及びワーキンググループにおいて、会場費・飲食費・謝礼（交通費）が発生する場合、その費用は【本業務契約金に含まれない】と考えてよろしいでしょうか。また、本業務契約金に含まれる場合は、どの費用が含まれるのでしょうか。	事業者へのヒアリングやワーキンググループにおける会場費・飲食費・謝礼（交通費）は、本業務契約金に含まれません。 必要があれば発注者において負担します。
3	・ワーキンググループへの参加者は概ね何人を予定されていますか。 ・「交通事業者・市による構成される WG を設置し、～」とありますが、どの程度の人数で構成されるのでしょうか。	内容によって異なりますが、10～15 人が基本となります。
4	路線バス等の再構築に向けたロードマップを検討するにあたって、発注者から提供される資料・データはありますか。	提供資料は次のとおりです。 ・高岡市地域公共交通計画 ・市民にやさしい公共交通の実現に向けた勉強会資料
5	複数交通事業者の共同化・協業化を行う、事業者数は何社を想定していますか。また、実行計画を策定する上で交通事業者からの運行及び利用実績データは提供いただけるという理解でよろしいですか。	対象となる事業者は3社程度を想定しています。 また、契約後に交通事業者に対して、運行データや利用実績データの提供を依頼することが可能です。 <u>なお、提供できるデータの範囲は、交通事業者が了承したものに限りま</u> す。
6	共同化・協業化にかかる路線バス等への自動運転導入を検討する予定となっておりますが、自動運転を導入するにあたって、法制度、持続可能性、実現可能性の整理が必要となると理解しています。本事業を検討する上で事前に整理している、検討している資料等がございますでしょうか。	現状、自動運転の導入に関して整理・検討している資料等はありません。
7	行動変容策の立案については、路線再編、共同化・協業化に伴い、行動変容策の整理までとし、効果シミュレーションなどは含めないという理解で良いでしょうか。	公共交通利用促進に向けた行動変容策の整理・立案・提示までは必須です。なお、効果シミュレーション等の実施を妨げるものではありません。

○提案書に関すること

番号	質問	回答
1	提案書の作成、構成については、仕様書記載の項目すべてに対して提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	提案書、見積書は「両面印刷で、縦書きは左2点綴じ、横書きは上2点綴じ」でよろしいでしょうか。	提案書については、A4判であること以外の要件はありません。見積書についても同様です。

○業務委託に関すること

番号	質問	回答
1	共同企業体・JVで参加する場合、必要な提出様式はありますか。	別途提出が必要な様式はありません。ただし、様式2「会社概要」は全ての構成員分を提出してください。
2	JV協定を結ばず、再委託による協業は認められますか。また、その際、再委託する要件等、必要な提出書類はありますか。	再委託による協業は認められます。なお、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合、あらかじめ書面を提出し、その承諾を得る必要があります。

○その他事項に関すること

番号	質問	回答
1	プレゼンテーションでの発表及び質疑への回答は、出席者の全員が可能でしょうか。	プレゼンテーションへの出席者全員が、発表及び質疑へ回答が可能です。
2	「評価基準・項目・配点一覧表」の「提案額の妥当性」は、金額が低いほど高配点となるような「金額の多寡」を直接評価するものではなく、あくまで「費用の算出根拠」や「提案内容と価格の妥当性」を評価するものである、という認識で相違ないでしょうか。	「提案額の妥当性」は、「金額の多寡」を直接評価するものではありません。あくまで、費用の算出根拠の明確さと提案内容に対してすぐれた価格であるかを評価します。
3	様式2の「同種案件に関するこれまでの取組実績」は、参加資格の確認のみに使用され、「評価基準・項目・配点一覧表」の「業務経歴」の配点対象にはならないという認識でよろしいでしょうか。また、仮に配点対象となる場合、記載欄を拡張して様式2を複数ページで作成・提出してもよろしいでしょうか。	様式2の「同種案件に関するこれまでの取組実績」は、参加資格の確認にのみ使用します。
4	(2) 履行にあたり必要な要件(ア)過去の履行実績について、自動運転の実証又は調査の支援等の業務実績と記載されていますが、国・県・市町村発注ではなく、自動運転コンソーシアムメンバーとしての活用、民間事業者からの委託について実績として認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。